

## 目的税（入湯税・都市計画税）の用途について

### 1. 入湯税（地方税法第701条）

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村の、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものです。

平成26年度入湯税決算額	充当先の主な事業及び決算額
429千円	観光費 30,943千円 (うち、観光パンフレット等作成業務900千円へ充当)

### 2. 都市計画税（地方税法第702条）

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これを課税するものです。平成26年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税の状況は以下のとおりです。  
(単位：千円)

区分及び内容	年 度	平成26年度 事 業 費	財 源 内 訳		
			地方債等の 特定財源	一般財源	う ち 都市計画税 充 当 額
都市 計 画 事 業 費 等	公 園 費 (都市公園における管理経費等)	46,431	7,579	38,852	8,341
	下 水 道 費 (下水道事業に係る操出金)	468,550	8,629	459,921	98,752
	そ の 他 (都市計画事務経費等)	3,265	8	3,257	673
	都 市 計 画 事 業 計 A	518,246	16,216	502,030	107,766
	地 方 債 償 還 額 B (都市公園や街路整備に係る起債償還額)	124,868	0	124,868	26,773
	合 計 ( A + B ) C	643,114	16,216	626,898	134,539

※ 都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて充当しています。